



Title	第二次北山文庫「懷徳堂年譜」について
Author(s)	竹田, 健二
Citation	懷徳堂センター報. 2005, 2005, p. 17-29
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/24369
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

第二次北山文庫「懷徳堂年譜」について

竹田健二

はじめに

重建懷徳堂最後の教授・吉田鋭雄(号は北山)の旧蔵書である北山文庫は、懷徳堂や重建懷徳堂に関する貴重な資料を多数含んでいる。ところが、北山文庫の資料の中でも、一九五五(昭和三十)年に寄贈された第一次分については、一九七六(昭和五十一)年に刊行された『懷徳堂文庫図書目録』(大阪大学文学部)に記載されているものの、一九七九年に追加して寄贈された第二次分については、これまで目録が存在しなかった。^(注一)

こうした状況の中で作成された、井上了氏の「大阪大学附属図書館蔵「北山文庫統」暫定目録」(『懷徳堂センター報二〇〇四』、大阪大学大学院文学研究科・文学部懷徳堂センター、二〇〇四年)は、一九七九(昭和五十四)年に大阪大学に寄贈された第二次北山文庫(「北山文庫統」)の資料について、大阪大学附属図書館に備附されているカードに基づきつつ、井上氏自身が現物を精力的に調査・確認し、その内容を列挙したものである。今回、このような貴重な目録が作成されたことは、今後の研究に多大な利益をもたらすに違いない。地道な基礎的作業に誠実に取り組まれた井上氏に対して、深甚なる謝意を表したい。

ところで、井上氏はこの「暫定目録」作成の過程において得られた知見の一つとして、次のように述べている。

宮内庁蔵『懷徳堂紀年』の稿本が北山文庫統に架蔵されている(80C103017)ことが最近報告されたが(竹田健二「『懷徳堂紀年』とその成立過程」、『中国研究集刊』調号、二〇〇三)、今回の調査によつて、これよりもさらに古い段階のものと思われる草本を新たにみいだした(80C103175)。

この指摘に疑問を感じた筆者は、先般確認のための調査を行った。本稿では、その調査の結果を踏まえ、第二次北山文庫「80C103175」の「懷徳堂年譜」とは如何なる資料であるのかについて私見を述べ、併せてその成立事情に関して考察を加えることにする。

一 「懷徳堂年譜」と『懷徳堂紀年』

まず、第二次北山文庫の「懷徳堂年譜」の書誌情報について示しておく。井上氏の「大阪大学附属図書館蔵「北山文庫統」暫定目録」には、次のように記されている。

懷徳堂年譜(抄本、一冊)(大正甲子仲夏中井天生識、尚文堂用箋)

筆者の調査に基づく同資料の書誌情報は、以下の通りである。

・縦二三・四五cm、横三三・五五cm。縦二〇字、横二〇行の四〇〇字詰め原稿用紙(枠の右上に「二十字詰二十行」、右下に「尚文堂印行」と印刷されたもの)を使用(表紙・裏表紙も同じ)。二つ折りしたものを仮綴じ。

・表紙一葉、本文三三葉、裏表紙一葉、合計三五葉。

・表紙に「懷徳堂年譜」と打ち付け書き。

・本文第一葉表右下に「北山文庫」[80CL03175]、裏表紙の葉・表下に「大阪大学附属図書館」の印記あり。

・内容は、元禄十三年から明治二年に至るまでの懷徳堂の編年史。漢字仮名交じり文で記されており、末尾に中井木菟麻呂(天生)の識語あり。
・本文は墨筆。後から墨筆、及び藍筆による修正が多数加えられている。
・朱筆による修正も一箇所認められる。

結論から言えば、第二次北山文庫[80CL03175]の「懷徳堂年譜」は、一九二五(大正十四)年に再刊された西村天囚の『懷徳堂考』に付されているところの、「懷徳堂年譜」の原稿である。そして、北山文庫本『懷徳堂紀年』より「さらに古い段階のもの」ではなく、むしろ北山文庫本『懷徳堂紀年』より新しい資料である。^(注三)

第二次北山文庫の「懷徳堂年譜」(以下、「北山本年譜」と略記する)が、再刊本『懷徳堂考』に付された「懷徳堂年譜」(以下、「活字本年譜」と略記する)の原稿であることは、次のことから確認できる。

先ず第一に、両資料を比較すると、題名が「懷徳堂年譜」でまったく同じであるだけでなく、その本文の内容もほとんど同一である。^(注三)

もとより、原稿用紙に書かれた北山本年譜と、印刷物である活字本年譜とは、体裁や文字に関して若干異なる点がある。例えば、干支の表記に

ついて、北山本年譜では割注の形で記されているが、活字本年譜では、年号・本文と同じ大きさの文字で「()」に入れて記されている。注についても、北山本年譜では割注、活字本年譜では本文と同じ大きさの文字で「()」に入れて記されている。また、北山本年譜の略字は、活字本年譜では本字になっている。

しかしながら、そうした相違点は、いずれも内容に直接関係するものではない。活字本年譜印刷の際に生じた誤植であろうと考えられるわずかな相違を除くならば、両資料の内容は同一と言つてよい。^(注四)特に注目されるのは、北山本年譜の本文に修正が加えられている箇所についてである。修正後の北山本年譜の本文の表記と活字本年譜の本文とは、すべて完全に一致している。

第二に、両資料ともそれぞれ末尾に、中井木菟麻呂が記した識語が付されているが、この識語が完全に同一のものである。

以上のように、北山本年譜と活字本年譜との題名・識語が完全に同一であり、また本文もほぼ同一であること、特に、修正後の北山本年譜の本文の表記が、活字本年譜の本文と一致していることから、抄本である北山本年譜は、再刊本『懷徳堂考』に付された「懷徳堂年譜」の原稿と考えて間違いない。

また、北山本年譜が北山文庫本『懷徳堂紀年』よりも「さらに古い段階のもの」ではないことは、北山本年譜と活字本年譜との識語から明らかである。「大阪大学附属図書館蔵「北山文庫統」暫定目録」において、井上氏が北山本年譜の成書時期を「大正甲子仲夏」としているのは、木菟麻呂の識語の末尾にそのように記されているからであるが、「大正甲子」は一九二四(大正十三年)のことである。懷徳堂記念会が『懷徳堂紀年』の浄書本を大正天皇に献上したのは一九一四(大正三年)、そしてその二つの稿本、

すなわち北山文庫本と新田文庫本の『懷徳堂紀年』が木菟麻呂によつて執筆されたのも、両稿本の識語によれば「大正三年冬十一月」である。すなわち、北山本年譜は、北山文庫本『懷徳堂紀年』が書かれた十年後に著されたものである。

二 「懷徳堂年譜」の成立事情

それでは、「懷徳堂年譜」の成立事情は、如何なるものであつたのだろうか。その概略については、「懷徳堂年譜」の末尾に付された、中井木菟麻呂の識語から窺うことができる。識語の全文は、以下の通りである。

懷徳堂に編年の記録なし年歳の徴すべき者寛政以前には懷徳堂内外事記學校公務記録あり天保以後には寒濤樓居諸録あり其餘は文詩簡牘のみ大正三年冬十一月

天子武を攝河泉の野に閑し大森を大阪城に駐めさせ給ひし時懷徳堂記念會舊學校の年譜を乙夜の覽に供し奉らむと欲し天生に囑して編纂せしめき當時蒼黄毫を援き年次に因りて書院興廢の顛末を收録せし者を懷徳堂紀年といふ記念會頗る刪削して獻納の事を終へたり後天生其舊稿を増修し書題を改めて懷徳堂年表と爲し以て家に藏す今茲甲子の夏懷徳堂記念會碩園西村博士の懷徳堂考を刊行する舉あり卷尾に年譜を附載せむと欲し教授松山直藏君を以て天生に其編纂を託せらる因りて懷徳堂年表を撮略して本編を撰し題して懷徳堂年譜といふ讀者請ふ懷徳堂編年の記録に大同にして小異なる斯の三編あることを領得し給はむことを

大正甲子仲夏

中井天生 識

これによれば、中井木菟麻呂自身は懷徳堂の「編年の記録」を三つ執筆している。「懷徳堂紀年」「懷徳堂年表」「懷徳堂年譜」の三者である。

この内もつとも古いものは『懷徳堂紀年』である。一九一四（大正三年）、大正天皇が陸軍大演習を統監すべく大阪に行幸した折、大正天皇に懷徳堂の編年史を献上することにした懷徳堂記念會が、中井木菟麻呂に執筆を依頼した。これが『懷徳堂紀年』である。

ところが、木菟麻呂の執筆した原稿が、そのまま大正天皇に献上されたのではなかった。木菟麻呂の原稿は、記念會の理事であつた西村天因により削除や修正が加えられた上で浄書され、献上が行われた。このことは木菟麻呂自身も知っており、右の識語の中で「記念會頗る刪削して獻納の事を終へたり」と述べている。^(正)

『懷徳堂紀年』を執筆した後、木菟麻呂は「舊稿を増修し書題を改めて『懷徳堂年表』を執筆し、これを家藏していた。更にその後、西村天因の『懷徳堂考』が再刊される際、その卷末に懷徳堂の年譜を附載することにした懷徳堂記念會が、一九二四（大正十三年）年夏にその執筆を木菟麻呂に依頼した。そこで木菟麻呂は、「懷徳堂年表」を「撮略」して「懷徳堂年譜」を執筆したのである。

「懷徳堂年表」は今のところは所在不明であるが、右のような執筆の経緯から見て、木菟麻呂が執筆した三つの懷徳堂の編年史は、『懷徳堂紀年』が原型となつたと見なせよう。しかも、木菟麻呂自身、三者は「大同にして小異なる」ものであると、右の識語において述べている。従つて、『懷徳堂紀年』とその後執筆された懷徳堂の編年史とは、内容的にかなり重複しており、それほど大幅な違いはないと考えられる。

このことを確認するために、『懷徳堂紀年』と『懷徳堂年譜』とを比較してみよう。

『懷德堂紀年』は漢文で書かれているのに対して、「懷德堂年譜」は漢字仮名交じり文で書かれており、両資料は表記上大きく異なっている。しかしながら、両資料の内容について見るならば、明らかにかなりの部分が重複している。またその表現にも、強い関連性が見られ、基本的には『懷德堂紀年』の本文を書き下し文にしたものが「懷德堂年譜」の本文になっていると見なすことができる。

例として、新田文庫本『懷德堂紀年』と北山本年譜とについて、両資料の本文の冒頭部分を見てみよう。両資料とも本文は元禄十三年から始まっており、その記述はそれぞれ以下の通りである。

・元禄十三年庚辰。三宅石菴在大坂僊坡尼崎坊第二街。下帷教授。尼崎坊講學之時。中井整菴委贊服事。其門有中村良齋三星屋武富永芳春寺道明吉左長崎克之舟橋屋四郎右衛門等。『懷德堂紀年』

・元禄十三年（庚辰）三宅石菴大阪船場尼崎町二丁目に教授す此の際門下に中井整菴中村良齋（三星屋武右衛門）富永芳春（道明寺屋吉左衛門）長崎克之（舟橋屋四郎右衛門）等あり（『懷德堂年譜』）

また、両資料の本文の末尾、明治二年の記述はそれぞれ以下の通りである。

・二年己巳冬十二月二十五日。華翁桐園畫謝生徒。閉鎖學校。移居於府北本莊邑。蓋吾懷德書院。晚年雖有王侯之致意於興復。時遷命否。同志多彫落。勢不能復支。終歸于泯滅。自享保建學至于此。實一百四十有四年。去校時。華翁貼詩歌各一首於門扉。以爲千載遺恨。（『懷德堂紀年』）

・同二年（己巳）十二月廿五日華翁桐園悉く生徒を謝し學校を閉鎖して

居を府北本莊村に移す懷德書院晚年王侯の意を興復に致し、ことありと雖時運屯蹇同志多く彫落して復支ふること能はず終に廢校の已むなきに至れり享保建學より此に至るまで實に一百四十四年なり校を去る時華翁詩歌各一首を門扉に貼付して千載の恨事となせり（『懷德堂年譜』）

細かく見れば、「懷德堂年譜」の本文は、漢文の『懷德堂紀年』の本文をそのまま書き下し文にしたものという訳ではなく、用いられている語句など表現に一部違いが見られる。しかし、「懷德堂年譜」の本文は『懷德堂紀年』の書き下し文に極めて近い。特に、『懷德堂紀年』の明治二年の条に「華翁桐園畫謝生徒。閉鎖學校。移居於府北本莊邑」とあるが、これに対応する「懷德堂年譜」の記述は、「華翁桐園悉く生徒を謝し學校を閉鎖して居を府北本莊村に移す」である。この部分などは、ほぼ『懷德堂紀年』の本文をそのまま書き下しにしたものと見て良い。両資料の表現上の違いは、さほど大幅なものではないのである。

もちろん、両資料の間には、一方には記述されている事柄が、他方には存在しない、という現象が見られる。例えば、「懷德堂年譜」に存在する以下の記述は、木菟麻呂が執筆した『懷德堂紀年』には存在していない。^{（佐々木）}

- ・三宅春樓生る（正徳二年）
- ・五井蘭洲父持軒の喪に遭ふ（享保六年）
- ・子華孝狀成る（明和二年）
- ・逸史を上梓す（嘉永元年）
- ・十二月廿九日天皇（孝明）崩す（慶応二年）
- ・正月五日堂事上疏の改正草案を京都の並河尚教に郵寄す六日森三壽來庠堂事上疏第二篇の文義を謀る八日華翁蟹街をして堂事上疏第二篇の

改正草案を森氏に致さしめ森氏の領可を得て之を高橋並河二氏に送らしむ▲十四日桐園東組與力八田五郎左衛門を訪ひて庠事を密議す▲廿一日授業を開始す華翁質問を西夾に聴き桐園蟄街講堂に助讀す廿五日華翁文會を設く毎月是の日を文會定日と爲す▲二月二日夜講の定日なり然るに華翁眼を患ひて燈下書を見るを忌むか故に二七四九の夜講皆晝講と改む四九には華翁講説し二七には桐園代講す▲六日華翁濱松邸に處守武田善左衛門を訪ひて堂事を國老に托せむことを請ふ武田氏近日藩命を奉して東行するか故なり（去年林祭酒か前將軍に扈して大阪に在りし時儒官保田鉅太郎を書院に遣して學校の由來を問はしめ桐園之に建學記を呈せし事あり頃者林祭酒か江戸四所の學校を振興することとを建議したりと聞きたる故に此の事を托せしなり）▲十日赤松孫太郎來庠の際其父新平翁東行に付堂事を托せむ事を請ふ▲廿五日桐園堂事を嘆訴する書を東町奉行所に奉る三月十四日桐園召に赴く朝岡退藏町奉行の命を傳へて請ふ所の事は當然なれとも大廷用途浩繁にして聞き届け難き旨を告ぐ桐園慨然として退く（此の時桐園窃に退藏を引きて八田氏に托せし事を告げしに退藏曉る所あり今日の言に別牒を付して再請すへき由を告ぐ明日桐園重訴せり）▲五月廿日華翁は淀侯か老職總裁となりたる由を聞き藩士荒井木公に托して懷德堂嘆訴牒を致さしむ▲十一月十八日華翁塾徒に經史の會讀を課す二七の夕は孟子四九の夕は十八史畧廿三日桐園輪講を聴く輪講定日前には一六の日なりしか今更に三八の日を加ふ▲十月三日桐園召に赴く町奉行は嘆訴牒大府に納れられざる旨を傳ふ（慶応三年）

・三月十八日桐園岡本吉哉と裁判臺に往く臺吏大命を宣諭して曰く阪府學校の事嚮に仁和寺宮に請ふ所ありしか一切願意の如く舊典に従ふへと（明治元年）

また逆に、以下の記述は「懷德堂年譜」に存在せず、『懷德堂紀年』には存在する。

- ・ 贅菴服闋。復游大坂。館于社友吉田氏家。（享保七年）
- ・ 夏四月。贅菴歸大坂。（享保十五年）
- ・ 夏六月。春樓修其居室。（寛延三年）
- ・ 蓋寛延中。贅菴舊病浸差。生徒復聚。而書院頽廢。殆不復支。於是倣載。（宝暦元年）
- ・ 五年乙亥冬。竹山舉兒元吉。不育。（宝暦五年）
- ・ 冬十月戊辰。鷗鶴止于書齋北牖。竹山作鷗鶴賦。（宝暦六年）
- ・ 八月揭示學主與學問所預人新定於講堂前房。（宝暦八年）
- ・ 是月坊正川井立牧改正學問所住者之名稱。（同右）
- ・ 五月。竹山學女。加藤子常以國詩慶賀。併贈描金雪竹杯。竹山賦雪竹杯歌一闋謝之。秋八月。竹山攜妻孥適西岡婦家革島氏。幹其蠱。後分月而居。寓中所得雜著。集為一卷。名曰西岡集。冬。醫師足立榮安來居右塾。蘭洲舊居。通意於坊正。而獨役如舊。（明和元年）
- ・ 秋九月。榮安去右塾。（明和二年）
- ・ 春正月二十八日。竹山學女布美。十一月二十七日夭。賦七絶三首哭之。（明和三年）
- ・ 古林正民來住。（同右）
- ・ 春正月二十二日。坊正召學問所預人。稱疾不往。使人問其意。即命校內三家。來歎印於名籍。不應。秋九月。下吏來令歎印云。毎月當來請印。唯歲首至坊廳所歎之。否則就坊正居可也。亦不應。（明和四年）
- ・ 九月。坊正令下吏來請印。冬十一月。竹山舉男休吉。（明和五年）
- ・ 夏四月。尾張侯使人賜絹一疋於竹山履軒。明日。竹山抵邸拜謝。是月

坊廳下吏來請印。而意未釋然也。六月。竹山男休吉夭。(明和六年)

五月。竹山作龍野貞婦記錄。為請救恤。(明和八年)

夏四月十八日。履軒室革嶋氏卒。年二十七。葬府南誓願寺。私諡曰貞曜。

秋八月。坊正怒。約不復來請印。九月。下吏來請印如故。後訴之市正。吏召戒之。事即釋。冬十二月。春樓招坊正。令與學問所預人相輯睦。(安永二年)

春三月二十四日。有棄女兒於門前者。即申報西衙。兒患瘡。使古林正民治之。以其在鑛役之地。坊正不任收育之事也。夏五月八日。棄子不育。竹山申報西衙。(安永三年)

夏六月十五日。竹山謁西尹京極伊豫侯。受授讀其二子之命。冬十月。登西尹第。授讀其二子。(安永四年)

春二月。竹山以兒阿末。秋七月以阿作。是月西尹為其息行謝禮。并賜肩衣袴。(安永五年)

春。竹山以兒牛吉。夏六月。西尹賜章服。(安永六年)

是月竹山為賴千秋价篠田義齋長女成昏。贈合疊頌。(安永八年)

秋七月。竹山適龍野。行驛隨學問所預人名。不稱脇坂家臣。冬十一月。上書兩衙。請學問所名籍作別牒。呈諸兩衙。不循戶籍常例。及定棄子收育之法。十二月。十九日東衙召竹山。告棄子市廳取之。定收育之法。名籍別牒亦如所請。(安永九年)

是歲竹山母植村媼亦壽躋七十。三月吉辰。設宴請客三次。詞章四十有八首。收在懷德辛丑壽卷。(天明元年)

春三月三日。中村兩峯卒于京師。(天明二年)

春正月。畫工蔀關月來居左塾。(天明三年)

秋八月二十六日。竹山母植村媼卒。壽七十四。二十九日。葬府南誓願寺。私諡曰貞範。(天明五年)

秋八月十六日。大鎮堀田豐前侯召竹山講書。(天明八年)

十月。越中公臣柳川儀右衛門來。請文墓銘及鐘銘跋。(同)

春二月。越中公賜飛紗綾二端。(寬政元年)

夏四月朔。竹山室革嶋氏卒。年四十九。葬府南誓願寺。私諡曰貞淑。

(同)

是月相模侯使竹山撰定世子諱。十二月十九日。堀田相模侯使竹山辭龍野藩廩俸。二十四日。竹山上書於龍野邸。辭之。(同)

春三月。請本書隨進牋一函。(寬政十一年)

五月。上進于本府。但以進牋之議未定。令攜歸待命。竹山請護書備變。即令坊正發丁。秋七月十二日。有命。(同)

春正月。蕉園養痾于伊丹。秋。又病于京師。(享和三年)

二十四日。碩果謂寒泉曰。山中善氏所藏聖像。曩嬰兵燹。剝落不完。欲命工修補。而無樣。因欲假堂中所藏。予辭曰。我庠中素不藏聖像。

以吾先子有說也。聞子之宗家。曾藏銅像。勒朱氏家藏四字者。請馳書為假借焉。冬十月望。後懷德堂有建聖廟之議。並河尚教納之于堂。今不知所在。懷德堂有詩筵。題命冬

霽。(天保八年)

春三月二十九日。龍野脇坂淡路侯賜花布一段。疏視一羽。侯潛心文學。囊价中井常菴。借覽懷德堂遺書。今賜之以報謝也。夏四月。桐園設位進奠。以告于文惠文清兩家君之靈。(弘化二年)

秋八月。西尹欲使郎君讀書。請寒泉桐園教授焉。五日。始就業。是後二人更詣西衙教授。(嘉永六年)

六月十一日。中井黃裳生。中井氏四十二年間無一熊夢。黃裳之生。寒泉欣然賦二絕。一以慶。一以戒。(安政二年)

十八日。寒泉女豐菊適淡輪參郎。(安政三年)

・二十六日。堂前海棠盛開。桐園設詩筵。(安政四年)

・二十一日。國老龍野侯召見桐園。賜連環章肩衣袴。二十二日。侯發駕于玉造。桐園拜送。駕過學校門前。稻垣菊堂代桐園。盛服候駕。近侍受謁。號曰。中井修治門人。乃行。冬十二月五日。加藤喜太郎來。謝門生服部五郎因華翁幹旋為入氏之義子。入氏懷德堂舊同志古金屋助十郎之後也。(同)

・三月十五日。藤井善作來訪。善作為竹山門下之裔。而中絶問候。今將尋舊好也。(安政六年)

・秋七月八日。碩果室篠田氏卒。壽七十九。十一日。葬府南誓願寺。私謚曰貞正。(同)

・秋七月二十六日。華翁視業。桐園及蟄街助為。蟄街上堂助教。不知始于何日。見于居諸錄。是為始。(文久元年)

・二十四日。森三壽男敏藏來。示五孝子傳。記文登菴。畫一驚菴。與山片氏所贈府庠者同其製。蓋同時而成者。(文久二年)

・晦。西衙召桐園。傳明日東西兩尹欲往觀堂構之意。而明日有公事。遂止。(文久三年)

・十二月二十六日。玉造京橋口兩鎮。各賜金五百匹。謝進獻餘逸史也。(同)

・五月十二日。開講逸史。秋七月二十日。長藩松井雄二郎來云。吾藩浪士。恒擾京師。砲火施及市家。處々焚燬。坂邸亦今夕或舉火。於是華翁與桐園謀。收藏神主及書籍什器於庫中。八月十三日。華翁講堂視業。山村禹輔助焉。九月三日。華翁桐園入城。上講筵。桐園先講論語。次華翁講逸史。二十日。桐園入城。華翁以疾不往。桐園講論語。後代講逸史。聽者衆多。冬十月九日。赤松孫太郎示其弟民之助書曰。曩管校中井氏之北上也。獻逸史一本於一橋黃門公。明日。公欲有所賜。而中

井氏已南下。因命民之助代受焉。乃以五日詣第。拜受銀七錠。十二月三日。桐園入城講說。華翁不得往。是日府帥使人。迎聖像。攜以擔子。蓋曩有命也。桐園從而往。(元治元年)

・三月五日。座園梨花方開。桐園啓詩筵。題命座園梨花。(慶應元年)
・冬十一月六日。蟄街晡日。且加冠。改小字阿二郎名秀二郎。十二月二十四日夜。迎本田作內賦詩。題命瓶梅知春。又以壁上所挂竹山書幅。疾風知勁草。板蕩識忠臣為題。雜以閒書畫。(同)

單純に考えるならば、「懷德堂年譜」には存在するが『懷德堂紀年』に存在していない記述は、「懷德堂年表」執筆の際に「増修」されたもので、「懷德堂年譜」に存在せず『懷德堂紀年』には存在する記述は、「懷德堂年表」から「撮略」されたものである可能性が考えられる。但し、残念ながら「懷德堂年表」の内容を確認することができないため、具体的にどの段階でどのように木菟麻呂が「増修」や「撮略」を行ったのかについて、詳細は把握できない。しかし、右に示したような「懷德堂年譜」と『懷德堂紀年』との記述の相違は、木菟麻呂が確かに「増修」や「撮略」を加えたこと、比較的「撮略」の方が多いことを見て取ることができる。(注十三)

もつとも、こうした『懷德堂紀年』と『懷德堂年譜』との間の相違は、文献全体として見れば部分的で、両資料のかなりの部分の内容は重複している。木菟麻呂自身が述べているように、確かに『懷德堂紀年』と『懷德堂年譜』とは、懷德堂の編年史として「大同にして小異」なのである。

木菟麻呂が最初に執筆した『懷德堂紀年』を原型とし、そこからそれほど大きくは異ならない形で『懷德堂年譜』を執筆したということは、『懷德堂年譜』の識語からも窺うことができる。

『懷德堂年譜』の識語は、「大正三年」、すなわち一九一四年の十一月に

記された部分と、「大正甲子」、すなわち一九二四年の夏に記された部分とが組み合わさってできている。「懷德堂年譜」の識語の「大正三年」の部分は、以下の通りである。

懷德堂に編年の記録なし年歳の徴すべき者寛政以前には懷德堂内外事
記學校公務記録あり天保以後には寒濤樓居諸錄あり其餘は文詩簡牘の
み大正三年冬十一月

これは、木菟麻呂が漢文で書いた『懷德堂紀年』稿本、つまり新田文庫本・北山文庫本『懷德堂紀年』の識語の中の、執筆に用いた懷德堂関係の資料を紹介している部分とほぼ同一の内容であり、概ねそれを書き下し文にしたものである。^(五十一)稿本『懷德堂紀年』の識語全文は、以下の通りである。

懷德堂記録。年歳之可徴者。寛政以前有學問所建立記録。懷德堂内外
事記。學校公務記録。天保以後有寒濤樓居諸錄。中間則闕如也。其餘
則文詩簡牘耳。斯編之成。在蒼卒之際。居諸錄不得悉閱。取材於遺書。
亦不過其二三。異日當隨獲而追錄焉。

大正三年冬十一月

奠陰後学中井天生識

この『懷德堂紀年』の識語からは、木菟麻呂は『懷德堂紀年』執筆に必要な資料収集が十分ではなかったと考えていたことが窺われる。木菟麻呂は、更に資料を収集・調査してそれらを「追録」し、より完成度の高い懷德堂の編年史を作成することを望んでいたのである。

その木菟麻呂が、『懷德堂紀年』の識語から、執筆に用いた資料を説明する部分を抽出して書き下し文にし、それを「懷德堂年譜」の識語に組み入れていること、しかも「大正三年冬十一月」と、識語の執筆時期まで明

示していることは、一体何を意味しているのだろうか。おそらくこれは、「懷德堂年譜」を執筆するに当たり、『懷德堂紀年』執筆の際に用いた資料以外に、特に新たな資料を活用することが無かったということを示していると推測される。^(五十二)

すなわち、木菟麻呂が行った「増修」や「撮略」には、表現や体裁に関する修正も当然含まれていたであろうが、内容的に見れば、『懷德堂紀年』執筆に用いられた資料に記載されている範囲の事柄を、改めて取捨選択したに過ぎないと考えられるのである。そうであるからこそ、三つの懷德堂の編年史は「大同にして小異」なるものにならざるを得なかったのである。

以上、本章では、中井木菟麻呂の「懷德堂年譜」の識語からその成立事情を検討した。「懷德堂年譜」の成立事情について述べている資料は、実は他にも一つ存在する。それは、再刊本『懷德堂考』の序文である。次章では、この再刊本『懷德堂考』の序文について検討を加える。

三 懷德堂記念会と「懷德堂年譜」

再刊本『懷德堂考』の序文は、重建懷德堂の初代教授である松山直藏が、「大正乙丑」、つまり一九二五（大正十四）年の九月に記したものである。その中の「懷德堂年譜」について言及している部分は、以下の通りである。

卷末今増するに懷德堂復興小史及懷德堂年譜を以てす。前者は會の記録を抄して以て復興の緣由と現狀とを明かにせるものなり。後者は黃裳中井君の撰するところ、君名家の裔を以て祖考の業を追念し、嘗て家藏懷德堂舊記及先師儒の遺文日乘に據り、年表一卷を撰す。事祖考

に關するもの尤も詳密にして復た遺こすところなし。余嘗て子俊の言を聞く、懷德堂は浪華の公學にして、一家の私塾に非ずと。懷德堂考并に其の草するところの懷德堂記念會趣旨書俱に頗る意を此處に致せり。因りて以爲へらく、年表中若し専ら家常瑣事に繋かるものを刪りて、以て懷德堂考の後に増することを得ば、讀者の便大ならんと。乃ち子俊に函して之を諮る。子俊之を贊す。余因りて君を訪ふて勸むるに節略合印の事を以てす。君も亦慨然之を諾す。時恰さに盛夏、君勞劬事に従ひ、年表を約して年譜を編す。既にして子俊世を謝し、重印の事亦爲めに頓挫し、荏苒季を蹠え、今纔かに功を竣ふ。

この序文によれば、もともと中井木菟麻呂は「祖考の業を追念し、嘗て家藏懷德堂舊記及先師儒の遺文日乘に據り」、「年表一卷」を著していた。そしてこの「年表」から「専ら家常瑣事に繋かるものを刪りて」作成したのが「懷德堂年譜」である。また序文は、「懷德堂年譜」を作成してそれを『懷德堂考』に合印することは松山直藏が発案し、西村天因に提案して同意を得た上で、木菟麻呂に自ら依頼したとしている。

「懷德堂年譜」の作成がそもそも懷德堂記念会の側から提案され、そしてその執筆を松山直藏が中井木菟麻呂に依頼したとする点は、前章で検討した木菟麻呂の「懷德堂年譜」の識語の記述と合致する。しかしながら、「懷德堂年譜」識語の内容を踏まえて考えるならば、次の疑問点が浮かんでくる。それは、松山直藏が『懷德堂紀年』に關してまったく触れておらず、「懷德堂年譜」の母体となつた懷德堂の編年史について、それを「年表」としているのは何故か、という点である。

先に筆者は、『懷德堂紀年』をめぐる、懷德堂記念会のふるまいに、甚だ奇妙な点が認められることを指摘した。^{五十二}すなわち、「懷德堂年譜」と

同様、再刊本『懷德堂考』に合印されている「懷德堂復興小史（懷德堂記念會記事鈔録）」は、右の序文にも触れられているように、懷德堂記念會が創立前後の事情をまとめた資料であるが、その中には、『懷德堂紀年』の大正天皇への献上に關する記述がまったく存在していない。大正天皇と懷德堂記念會との關係については、二度にわたつて下賜金を受けたことを「優恩に霑被」したと特記し、積極的に取り上げているにもかかわらず、献上のことについては一言も触れていないのである。

また懷德堂記念會は、大正十五年十月に『懷德堂要覽』を刊行している。その中の「新懷德堂沿革」は、「懷德堂復興小史」と概ね同じ内容であるが、やはり『懷德堂紀年』の献上に触れていない。

現在宮内庁書陵部には、記念會から大正天皇に献上された浄書本『懷德堂紀年』が存在しており、その末尾には「財団法人懷德堂記念會編」と記されている。従つて、懷德堂記念會が大正天皇に『懷德堂紀年』を献上した事実は動かし難い。しかも懷德堂記念會關係者がそのことを認めている資料も存在する。それは、北山文庫に収められている『懷德堂紀年』の稿本に挟み込まれていた一枚の原稿用紙である。その原稿用紙には、以下のよう記されている。

大正三年十一月 先帝陛下為陸軍大演習統監行幸大阪府此時懷德堂記念會有囑懷德堂編年史之編于中井木菟麻呂氏以供 乙夜之覽之議既而稿成焉理事故文學博士西村時彦氏聊加取舍而浄書清裝納之函以請傳獻 幸辱 嘉納本書即是其底本矣時予幹事此頃目探之筐底乃加帙以返贈云

昭和四年七月

上松寅三識

これを書いた上松寅三は、昭和初期に大阪府立圖書館に勤め、重建懷德堂の幹事でもあつた人物である。^{五十七}そしてこのメモの内容は、前章で検討し

た『懷徳堂年譜』末尾に付されている木菟麻呂の識語の内容と、ほぼ一致している。懷徳堂記念会が『懷徳堂紀年』を大正天皇に献上したということとは、懷徳堂記念会内部の人間も十分認識していたのである。

懷徳堂記念会が財団法人として認可されたのは、一九一三(大正二)年のことであり、大正天皇に『懷徳堂紀年』を献上する前年である。記念会にとって『懷徳堂紀年』の献上は、会の存在が社会的に認められる上で、おそらく重要な意味を持つことであつた筈でない。にもかかわらず、その後懷徳堂記念会が刊行した物の中に、献上のことがまったく言及されていないのは、甚だ奇妙である。

松山直蔵の序文が、『懷徳堂年譜』の成立事情を説明するに当たつて『懷徳堂紀年』に一切触れていないのは、右に述べたような懷徳堂記念会の奇妙な振る舞いと軌を一にしている。前述の通り、再刊本『懷徳堂考』に収められている『懷徳堂年譜』の識語の中で、中井木菟麻呂は、『懷徳堂記念會舊學校の年譜を乙夜の覽に供し奉らむと欲し天生に囑して編纂せしめき』と、懷徳堂記念会が大正天皇に献上しようとして『懷徳堂紀年』の執筆を依頼してきたことを明記している。この木菟麻呂の識語は、松山直蔵の序文が書かれた年の前年に書かれており、従つて松山直蔵は、木菟麻呂が『懷徳堂紀年』に言及していることを知っていた可能性が高いと推測される。にもかかわらず松山直蔵は、何故か『懷徳堂紀年』に触れていない。

おそらくこれは、單なる誤りといった類のものではなく、意図的にそのようにしたと考えられる。松山直蔵を含む当時の懷徳堂記念会関係者にとつて、『懷徳堂紀年』そのものの、及びそれを大正天皇に献上したことは、公には触れてはならないことであつたに違いない。

何故『懷徳堂紀年』は、懷徳堂記念会関係者にとつて触れてはならないものであつたのだろうか。残念ながら、その理由については、今のところ

よく分からない。

あくまでも推測に過ぎないが、これには懷徳堂記念会内部の何らかの事情が影響した可能性が高いと思われる。例えば、『懷徳堂紀年』の献上は西村天囚を中心とする一部の関係者の独断で行われ、そのことが後日問題となり、記念会の公的な活動として否定、抹消された、といったことがあつたのではなからうか。また、執筆を依頼した木菟麻呂と懷徳堂記念会との間の何らかのトラブルがあり、それが影響した可能性も考えられる。

なお、松山直蔵が序文の中で『懷徳堂年譜』の母体を『年表』と表現していることも、おそらく『懷徳堂紀年』には触れてはならなかったことと関連していると推測される。序文にあるように、『年表』から中井家に關する事項を削除することを、松山直蔵が発案したというのが事実であるならば、松山直蔵は木菟麻呂の書いた『年表』を読んでいたということになる。松山直蔵の言うこの『年表』が、『懷徳堂年表』を指しているとするれば、松山直蔵には木菟麻呂が家藏していたという『懷徳堂年表』を読む機会があつたということになるが、それは不自然ではあるまいか。

私見では、松山直蔵がいう『年表』とは、木菟麻呂が『懷徳堂紀年』を執筆した際に懷徳堂記念会に呈上した稿本、すなわち現在の北山文庫本『懷徳堂紀年』のことであると考える。再刊本『懷徳堂考』の序文において『懷徳堂紀年』に触れてはならなかった松山直蔵は、『懷徳堂年譜』の成立事情について木菟麻呂が述べていることを知りながらも、それを認めることも否定することもできず、『懷徳堂紀年』の稿本のことを『年表』と曖昧に表現した、と推測されるのである。^(五十八)

結語

中井木菟麻呂には、懷徳堂に関しては中井家の子孫である自分こそが最も理解しているとの強い自負があったと思われる。木菟麻呂自身、一八五五(安政)二年に懷徳堂内で生まれ、十四歳で迎えた一八六九(明治)二年の閉校まで懷徳堂内で育ったのであるから、木菟麻呂がそうした自負を抱いていたとしても当然のことといえよう。

木菟麻呂以上に懷徳堂をよく知る者がいないことは、懷徳堂記念会の側も認めざるを得なかったに違いない。『懷徳堂紀年』献上の時も、『懷徳堂年譜』の時も、懷徳堂記念会は懷徳堂の編年史の執筆を自力では行わず、二度とも木菟麻呂に依頼しているのである。

しかし、記念会は同時に、木菟麻呂を遠ざけようともしていたと思われる。『懷徳堂復興小史』によれば、懷徳堂記念会設立のきっかけとなった一九一〇(明治四十三)年一月の大阪人文会においてなされた議決は、次のようなものであった。

懷徳堂は中井氏の私學に非ずして、幕府の保護と志ある市民の協力とに成りし公立の學問所なり。然れば公祭は大阪人文會の私すべきに非ず、大阪府教育會は勿論、(當時市教育會は解散して、未だ復興せざりき。)懷徳堂に縁故深き鴻池善右衛門君(懷徳堂創立五同士の一人なる鴻池宗古は、其の一族なり。)住友吉左衛門君(其の一族にして別子銅山に功ありし入江育齋通稱泉屋利兵衛は、性理學を修めたるが、五井蘭洲の門人なり。)を初として、同士の紳士に請ふに發起人たらんことを以てすべし

懷徳堂記念会は、「懷徳堂は中井氏の私學に非ず」との認識に立ち、懷

徳堂が「公」の存在であったと強調していた。記念会にとって中井木菟麻呂は、或る一定の距離を置くべき存在だったのである。

もつとも、一九二六(大正十五)年に懷徳堂記念会が刊行した『懷徳堂要覽』においては、一九一〇(明治四十三)年一月の大阪人文会においてなされた議決から、「懷徳堂は中井氏の私學に非ずして」という文言が消えている。これは、木菟麻呂を遠ざけようとしていた記念会が、その姿勢を変化させたことを示唆するものであろう。そしておそらくこの変化は、一九二四(大正十三)年に西村天因が亡くなったことと関係がある。というのも、再刊本『懷徳堂考』序文で松山直藏は、「余嘗て子俊の言を聞く、懷徳堂は浪華の公學にして、一家の私塾に非ずと。懷徳堂考并に其の草するところの懷徳堂記念會趣旨書俱に頗る意を此處に致せり」と述べている。子俊とは西村天因の号であり、「懷徳堂は中井氏の私學に非ず」との主張は、実は西村天因その人の主張だったと考えられるからである。

懷徳堂記念会や松山直藏が『懷徳堂紀年』の献上に触れない理由や、懷徳堂記念会と中井木菟麻呂との関係については、なお不明な点も残るが、そうした課題の解明にこそ、これまでほとんど用いられてこなかった北山文庫や新田文庫の資料が大いに寄与するものと期待される。北山文庫や新田文庫の資料を更に活用した研究を今後の課題としたい。

注

(注一) 木村英一「懷徳堂先賢の業績と遺品との蒐集・整理・保存に関する近況について」(『懷徳』第50号、一九八〇年)は、「約四百点」の第二次北山文庫について、その概要を紹介している。

(注二) 『懷徳堂紀年』については、拙稿『懷徳堂紀年』とその成立過

程」(『中国研究集刊』調号、二〇〇三年)、「資料紹介 新田文庫本『懷徳堂紀年』」(『国語教育論叢』第13号、二〇〇三年)、「資料紹介 宮内庁書陵部蔵『懷徳堂紀年』」(『懷徳』第72号、二〇〇四年)参照。

(注三) 比較に用いた再刊本『懷徳堂考』は、筆者の所有する「懷徳堂考和紙印刷五拾五部之内第貳拾參號」である。

(注四) 活字本年譜印刷の際の誤植と考えられる箇所は、左の表に示す通りである。

享保十一年	北山本年譜	活字本年譜
〃	春登菴三たび	春登菴三たび
元文二年	社友五名更、	社友五名更に
宝暦元年	支配人を置かず	支配人を置かず
元治元年	跋を告ぐ	跋を告ぐ
元治元年	元治元年	同治元年

(注五) 注(二)前掲の拙論『懷徳堂紀年』とその成立過程、「資料紹介 新田文庫本『懷徳堂紀年』」参照。

(注六) 「懷徳堂年表」は、第一次・第二次新田文庫にも含まれていないようである。井上了「懷徳堂文庫等所蔵新収資料・器物等目録」(大阪大学大学院文学研究科 湯浅邦弘編『懷徳堂文庫の研究 共同研究報告書』、二〇〇三年)、及び池田光子「第一次新田文庫暫定目録」(『懷徳堂センター報』二〇〇四) 大阪大学大学院文学研究科・文学部懷徳堂センター、二〇〇四年)参照。

(注七) ここでいう『懷徳堂紀年』は、新田文庫本・北山文庫本における木菟麻呂の記述した本文のことを指す。北山文庫本には、西村天因が後に加えた朱筆の修正・削除の指示があるが、ここでの比較に

際してはすべて無視している。また、「懷徳堂年譜」は、活字本年譜の表記に従う。なお、同一の事柄に関する表現が部分的に相違するものは除いた。

(注八) 慶応三年の条について、「懷徳堂年譜」にかなりの分量の記述があるのに対して、『懷徳堂紀年』には、新田文庫本・北山文庫本・宮内庁本ともまったく記述がない。新田文庫本において、幕末、特に安政年間以降は、慶応三年を除いて毎年かなりの分量の記述があり、慶応三年のみ記述がないのは、甚だ不自然に思われる。原因は不明で、単純な編集上のミスによる可能性も否定できない。ただ、「懷徳堂年譜」の記述から見ると、この年は、桐園が奉行所に「堂事を嘆訴」したが聞き届けられなかったといった、懷徳堂運営の立て直しがうまく進まなかった話が多い。木菟麻呂がこれを不名誉なことと捉えて、意図的に削った可能性もあり得ると思われる。

(注九) 北山本年譜には、本文として「三月。本書に進賤を添へむことを請ふ」と記された後、藍筆で見消になっている。

(注十) 北山本年譜には、本文として「五月本府に上進す進賤の議未定らざるを以て命を待たしむ七月十二日命降る」と記された後、藍筆で見消になっている。

(注十一) 北山本年譜には、本文として「十月十五日懷徳堂詩筵あり題冬霽」と記された後、墨筆で見消になっている。

(注十二) 北山本年譜には、本文として「晦西町奉行所桐園を召して明日阿使君か往きて書院を觀むと欲する旨を告ぐ然るに公事ありて果さへりき」と記された後、墨筆で見消になっている。

(注十三) 新田文庫本『懷徳堂紀年』には、木菟麻呂が記念会に呈上した

北山文庫本『懷德堂紀年』の本文に反映されていない加筆修正が五箇所認められる。この加筆は、木菟麻呂が「懷德堂年表」を表す際の「増修」に含まれるものであった可能性が高い。注(二)前掲の拙稿「懷德堂紀年」とその成立過程」第四章(二)参照。

(注十四)『懷德堂紀年』稿本の木菟麻呂の識語は、大正天皇に献上された浄書本ではすべて削除されている。なお、『懷德堂紀年』稿本の識語には、執筆に用いた資料として『學問所建立記録』も挙げられているが、「懷德堂年譜」の識語の「大正三年」の部分には、『學問所建立記録』が挙げられていない。その理由は不明である。

(注十五)後述する松山直藏の再刊本『懷德堂考』序文によれば、懷德堂記念会が木菟麻呂に「懷德堂年譜」執筆を依頼したのは一九二四(大正十三年)年の「盛夏」である。木菟麻呂は「懷德堂年譜」の識語を同年の「仲夏」に書いており、木菟麻呂が依頼を受けてから執筆に費やした時間は、かなり短かったと見られる。このことも「懷德堂年譜」の内容に新たに加えられた要素が少ないことに影響したと推測される。

(注十六)注(二)前掲の拙稿「資料紹介 新田文庫本『懷德堂紀年』」参照。

(注十七)上松寅三については、山村太郎・今井館長と上松老人のこと(「懷德」第37号、一九六六年)参照。

(注十八)再刊本『懷德堂考』序文で松山直藏は、「懷德堂年譜」作成の際、「年表」中の「専ら家常瑣事に繋かるもの」を削除したかのよう述べている。「年表」が北山文庫本『懷德堂紀年』を指すのだとするならば、その指摘には問題がある。確かに、『懷德堂紀年』に存在して「懷德堂年譜」には存在しない記述の中には、懷德堂の公的な活動とは直接関係しない、竹山や履軒の家族の出生や死去

といった、中井家の私的な事柄も含まれている。しかしながら、例えば安永三年に懷德堂の門前に女兒が棄てられていた事件も、『懷德堂紀年』には記述があるが「懷德堂年譜」には記述がない。この捨て子事件は、小堀一正・山中浩之・加地伸行・井上明大『叢書・日本の思想家 中井竹山・中井履軒』(明徳出版社、一九八〇年)が注目するように、懷德堂と町方・奉行所との関係に関わる出来事であり、懷德堂の公的な地位に関わる重大な問題をはらんでいたと考えられる。松山直藏のいう「年表」が北山文庫本『懷德堂紀年』のことであり、そして「懷德堂年譜」成立の段階でこうした記述が削除されたのだとするならば、松山直藏の序文の表現は当たらないことになると思われる。

なお、西村天因の遺稿を集めた『碩園先生遺集』(懷德堂記念会、一九三六(昭和十一年)年)中の「碩園先生文集卷三」には、「擬伝獻懷德堂年表」と題された一文が収められている。この文は、「甲寅十一月」に記されたものであり、大正三年十一月、『懷德堂紀年』を大正天皇に献上した際に西村天因が書いたものと考えられる。このことから、天因ら懷德堂記念会関係者の間では、『懷德堂紀年』が「懷德堂年表」とも呼ばれていた可能性が存在すると考えられる。

(島根大学教育学部助教授)